

発議案第2号

生活保護制度の抜本的な見直しを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月1日

八千代市議会

議長 成田 忠志 様

提出者	八千代市議会議員	河野 慎一	㊟
賛成者	八千代市議会議員	山口 勇	㊟
	同	松崎 寛文	㊟

提案理由

国に対し、生活保護制度の抜本的な見直しをするよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

生活保護制度の抜本的な見直しを求める意見書

生活保護は、国が経済的に困窮する国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、我が国の全ての社会保障制度における最後のセーフティネットであることから、その恒久性が担保されるべき制度である。

しかしながら、近年、生活保護費の受給者数は、社会経済の厳しい情勢等を受けて増加の一途をたどっており、その存続が危ぶまれている。また、同制度は、平成26年に改正されたものの、抜本的な制度改正は昭和25年の創設以来行われていないため、様々な矛盾が顕在化している。

一つは、可処分所得ベースで比較した場合、生活保護により受ける恩恵が、国民年金及び最低賃金の額を上回る逆転現象が生じていることである。このことは、国民の不公平感を招いていることから、算定方法見直しなどの適切な是正措置が必要である。

もう一点は、外国人に対する生活保護費の支給である。憲法第25条及び生活保護法は、その対象を日本国民に限定しており、これは平成26年7月18日最高裁判決でも確認されている。にもかかわらず、昭和29年の旧厚生省通知に基づき、法的根拠も曖昧なままに、半世紀以上にわたり生活保護法を外国人に準用しており、早急な改善が必要である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を含む生活保護制度の抜本的な見直しをするよう強く求めるものである。

記

1. 生活保護費と最低賃金及び国民年金との不公平感を是正すること。
2. 外国人に対する生活保護費の支給については、最高裁の判断を重く受けとめ、早急に適正化に向けた対応策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様